

各都道府県介護保険主管部（局）

各指定都市介護保険主管部（局）

御中

←厚生労働省老健局 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

Vol.1382

令和7年5月2日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先

TEL：03-5253-1111(内線 3983、3948、3949)

FAX：03-3595-4010

老高発 0502 第 1 号

老認発 0502 第 1 号

老老発 0502 第 1 号

令和 7 年 5 月 2 日

都道府県

各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿

中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局老人保健課長

（ 公 印 省 略 ）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

第 246 回社会保障審議会介護給付費分科会（令和 7 年 4 月 14 日）において、令和 6 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和 6 年度調査）の結果に基づき、中山間地域等の小規模事業所の経営の安定化を早期に図る観点から、中山間地域等に係る加算の取得要件の弾力化を行うこととしました。

これを踏まえ、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）を別紙のとおり改正することとしますので、内容を御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知いただくとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきようお願いします。

本通知による改正後の取扱いについては、令和 7 年 5 月の算定分から適用することとします。

各都道府県におかれましては、今般の取得要件の弾力化の対象となる訪問介護事業所において、当該加算の算定がなるべく早く可能となるよう、通常の締切りにかかわらず申請を受け付けるなど柔軟にご対応いただくようお願いします。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企発第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

新	旧
第一 (略) 第二 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項 1 (略) 2 訪問介護費 (1)～(17) (略) (18) 注 14 の取扱い ①～③ (略) ④ 訪問介護費においては、②及び③の規定にかかわらず、当分の間、前年度のいずれかの月における総訪問回数が概ね 200 回以下である場合であっても算定できるものとする。なお、「概ね 200 回」は 400 回程度を想定しており、例えば、前年度の平均延訪問回数 600 回以下の事業所等も対象となり得るものである。 ⑤ 訪問介護費においては、当分の間、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）第 2 号のその他地域以外の地域に所在する指定訪問介護事業所であっても算定できるものとする。 ⑥ (略) (19)～(25) (略) 3 訪問入浴介護費 (1)～(6) (略) (7) 注 8 の取扱い 訪問介護と同様であるので、2 (18)②、③及び⑥を参照されたい。 (9)～(13) (略) 4 訪問看護費 (1)～(15) (略) (16) 注 10 について 訪問介護と同様であるので、2 (18)①から③まで及び⑥を参照されたい。 なお、当該加算は所定単位数の 10%加算としているが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まないこと。 (17)～(30) (略)	第一 (略) 第二 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項 1 (略) 2 訪問介護費 (1)～(17) (略) (18) 注 14 の取扱い ①～③ (略) (新設) (新設) ④ (略) (19)～(25) (略) 3 訪問入浴介護費 (1)～(6) (略) (7) 注 8 の取扱い 訪問介護と同様であるので、2 の(18)②から④までを参照されたい。 (9)～(13) (略) 4 訪問看護費 (1)～(15) (略) (16) 注 10 について 訪問介護と同様であるので、2 (18)を参照されたい。 なお、当該加算は所定単位数の 10%加算としているが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まないこと。 (17)～(30) (略)

5 訪問リハビリテーション費 (1)～(6) (略) (7) 注 6 の取扱い 訪問介護と同様であるので、<u>218①から③及び⑥</u>を参照されたい。 (8)～(18) (略) 6 居宅療養管理指導費 (1)～(7) (略) (8) イ注 4、ロ注 3、ハ注 5、ニ注 3、ホ注 3 について 訪問介護と同様であるので、<u>218②、③及び⑥</u>を参照されたい。 (9) (略) 7 ～ 9 (略) 第三 (略)	5 訪問リハビリテーション費 (1)～(6) (略) (7) 注 6 の取扱い 訪問介護と同様であるので、<u>218</u>を参照されたい。 (8)～(18) (略) 6 居宅療養管理指導費 (1)～(7) (略) (8) イ注 4、ロ注 3、ハ注 5、ニ注 3、ホ注 3 について 訪問介護と同様であるので、<u>218②～④</u>を参照されたい。 (9) (略) 7 ～ 9 (略) 第三 (略)
--	--